

平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務委託仕様書

1 業務名

平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務

2 目的

平戸市では、公共施設等の現状と課題を把握し、様々な課題に適正に対応するため、平成29年3月に「平戸市公共施設等総合管理計画」及び「第1次アクションプラン」を策定し、長期的な視点に立った公共施設マネジメントに取り組んでいるところである。

しかしながら、本市が所有する公共施設等は老朽化が進んでおり、将来的に建替え需要の集中的増大に直面することが予想されるとともに、近年の人件費上昇や物価高騰等の社会的要因も相まって、今後、維持・修繕等の需要はますます増加していくことが見込まれる。また、人口減少、少子高齢化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが想定されることから、公共施設等の全体を把握し、将来のまちの姿を見据えながら戦略的に更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが求められている。

このため、本業務では、本市の公共施設に係る現状と課題等の整理を行い、国が示す指針等や様々な社会情勢、市民ニーズに即した公共施設マネジメントを実現するため、平戸市公共施設等総合管理計画の改訂及びその具体的な行動計画となる第2次アクションプラン等を策定することを目的とする。

3 計画期間

平戸市公共施設等総合管理計画（改訂版）	令和9年度から令和38年度（30年間）
第2次アクションプラン	令和9年度から令和18年度（10年間）

【参考】

平戸市公共施設等総合管理計画	平成29年度から令和38年度（40年間）
第1次アクションプラン	平成29年度から令和8年度（10年間）

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

5 対象施設（公営企業会計を含む）

本市が所有する公共施設466施設（令和7年3月末現在）及び道路、橋梁、トンネル、上水道、下水道（農業集落排水・コミュニティプラント）、漁港（市管理）等のインフラ施設を対象とする。なお、本業務の中で統合や廃止の推進方針を定める対象施設は、受託者と協議の上選定する。

6 業務内容

業務内容については、必要と思われる概ねの事項を次のとおり示すので、細部事項については、公募型プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案書により調整

するものとする。

(1) 資料収集整理

本業務の実施にあたり、業務の目的を十分に把握した上で合理的かつ効率的な作業を推進するための必要な資料を整理すること。なお、本業務の目的を履行するにあたり、提供可能な資料等については一覧表のとおりである。

(平戸市ホームページ掲載あり→平戸市ホームページ検索に計画名を入力)

平戸市公共施設等総合管理計画関係	備考
① 平戸市公共施設等総合管理計画	ホームページ掲載あり
② 第1次アクションプラン(中間年度見直し)	ホームページ掲載あり

個別施設計画	備考
① 平戸市舗装維持管理計画	ホームページ掲載あり
② 平戸市橋梁等長寿命化修繕計画	ホームページ掲載あり
③ 平戸市道路トンネル維持管理計画	ホームページ掲載あり
④ 平戸市消防施設個別計画【第1期】	データで提供可能
⑤ 平戸市学校施設長寿命化計画	データで提供可能
⑥ 平戸市公営住宅等長寿命化計画	データで提供可能
⑦ 平戸市公園施設長寿命化計画	データで提供可能
⑧ 平戸文化センター個別施設計画	データで提供可能

市が所有する提供可能な資料	備考
① 第2次平戸市総合計画後期基本計画	ホームページ掲載あり
② 平戸市都市計画マスタープラン	ホームページ掲載あり
③ 平戸市公共施設白書	データで提供可能
④ 平戸市公共施設適正化基本方針	ホームページ掲載あり
⑤ 平戸市財政健全化計画(第2次計画)	ホームページ掲載あり
⑥ 平戸市行政改革大綱	ホームページ掲載あり
⑦ 第3期平戸市子ども・子育て支援事業計画	ホームページ掲載あり
⑧ その他提供可能な資料	

(2) 平戸市公共施設等総合管理計画の改訂

公共施設等総合管理計画の改訂にあたっては、国の「インフラ長寿命化計画」を参考とするとともに、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」(令和5年10月10日付け総財務第152号総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「指針」という。)を理解し、この指針及び次に掲げる事項に対応した計画に改訂すること。

ア 平戸市の現状、公共施設の現状と課題の整理

人口の将来推計、投資的経費をはじめとした財政状況の整理のほか、本市が所有する公共施設データ等を活用し、各種施設等の所有状況、老朽化の状況等を整理すること。

イ 将来更新投資額の試算及び将来目標の再設定

公共施設データを活用し、最新の建築単価を反映した上で、所有している施設を同規模で更新した場合における目標年度（令和 38 年度）までの更新及び修繕等に必要となる費用（以下、「将来更新投資額」という。）について試算を行うこと。

なお、各施設群で策定している個別施設計画において、同様の試算を実施している場合は、個別施設計画での試算結果を反映することとする。

この将来更新投資額の推計及び本市における投資的経費との比較を踏まえ、数値目標の検証、見直しを行うこと。

ウ 公共施設等の適正化、数値目標設定に向けた検証

公共施設等の適正化や効率的・効果的な管理等の推進に向けて、公共施設等の適正化のあり方について参考とするため、人口及び面積に基づく同規模団体等との比較や市民ニーズなど客観的な検証を行うこと。

エ 公共施設等総合管理計画の基本方針の見直し

上記ア～ウを踏まえ、公共施設等の管理に必要となる基本的な方針や具体的な取り組み等について必要な見直しを行うこと。なお、基本方針の見直しにおいては、「平戸市公共施設適正化基本方針（平成 27 年 3 月策定 期間：平成 27 年度～令和 6 年度）」の内容も踏まえて整理すること。

オ 基本方針等に基づく各施設の方向性の整理

基本方針等に基づき、統廃合や移管、譲渡等、各個別施設の方向性について整理すること。これらの方向性（統廃合、移管、譲渡等）については、数値等を用いて明確な基準（※）を設けること。なお、各施設の方向性については、各施設所管課の意向を踏まえ整理するとともに、個別施設計画において施設の方向性が整理されている場合は、個別施設計画と整合を図ること。

※基準（参考事例）

1. 老朽化・機能性（ハード面）

- ・耐震性能不足：耐震診断の結果、基準を満たしていない。
- ・物理的寿命：建築後 30 年～40 年以上が経過し、修繕・改修の費用が巨額に（長寿化が困難な場合）
- ・設備の不具合：空調やインフラ設備が頻繁に故障する。

2. 利用状況・需要（ソフト面）

- ・施設利用率の低下：周辺人口の減少やライフスタイルの変化により、利用者が減少している。
- ・類似施設の重複：近隣に同様の機能を持つ施設が存在する（統廃合の対象）。
- ・社会的ニーズの変化：建設当時の目的に沿わなくなり、現代のニーズに合致していない。

3. 財政・維持管理（コスト面）

- ・将来的な更新費用の不足：今後 30 年間などの長期的な維持管理・更新費が財政見通しを上回る（総量削減が必須）

・維持管理コストの増大：稼働率に対して維持費が高すぎる。

4. その他（方針・地理的要因）

- ・複合化・集約化の推進：複数の施設を一つにまとめる。あるいは民間施設へ移転するなど、効率的な配置へ再編する。
- ・人口密度・地域特性：過疎地域における施設配置の見直し

カ 各施設の方向性を踏まえた将来更新投資額の試算

オで整理した各施設の方向性が実現した場合の将来更新投資額を試算すること。また、イで実施した将来更新投資額と比較した上で、経費及び施設保有量の削減見込みを分析するほか、設定した将来目標に到達しない場合は、更なる削減方策等について整理すること。

(3) 個別施設計画策定支援

各施設所管課が策定する施設分類毎の個別施設計画（案）に対し、専門的な知見により適宜指導を行いつつ個別施設計画の策定に係る支援を行うこと。

(4) 公共施設等総合管理計画第2次アクションプラン等の策定

公共施設等総合管理計画の具体的な行動計画である第1次アクションプラン（平成29年度から令和8年度）の実施状況及び課題等を整理し、(2)オで整理した各施設の方向性を実現するため、具体的な行動計画となる第2次アクションプラン（令和9年度～令和18年度）等を策定すること。

ア 第1次アクションプランの実施状況及び課題等の整理第1次アクションプランに基づき実施した事業について、本市が提供する資料等をもとに、事業の概要、経費や課題等を整理し、第1次アクションプランの進捗状況を取りまとめること。

イ 各施設所管課の意向確認

第1次アクションプランの進捗状況について、各施設所管課にヒアリングを実施（調査調書の配布でも可）し、今後の取組みに向けた意向や取組みを実施する際の課題等を確認すること。（ヒアリング方法については別途協議）

ウ 第2次アクションプラン（案）の取りまとめ

公共施設等総合管理計画における目標や第1次アクションプランに基づくこれまでの実施状況、今後の取組みに対する各施設所管課が策定する個別施設計画等を踏まえ、令和9年度以降の事業見通しを整理し、令和9年度から令和18年度までを期間とする第2次アクションプラン（案）を取りまとめること。

(5) 庁内会議等の運営支援

現計画の改訂等にあたり、庁内会議等の全体計画、内容、時期、目的の設定等及び庁内会議の資料作成、説明、質疑応答、会議録の作成等への助言等を行い、庁内会議を円滑にするための支援を行うこと。

(6) 打合せ等

打ち合わせについては、対面形式若しくはウェブ形式にて行うこと。なお、受託者と本市担当者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとして、その内容については、その都度受託者が打合せ記録等を取り、相互に確認しなければならない。なお、定期的に行う打合せについても同様とし、打合せ終了後は、受託者が打合せ内容を記録した議事録を作成のうえ、本市担当者に承認を得るものとする。

ること。

(7) 独自の提案

仕様書にない独創性や評価できる提案等（進捗管理の手法や体制の構築など業務の省力化が図られる。）により、独自に工夫・検討した内容を取り入れるものとする。なお、取り入れる内容については、あらかじめ市担当者と協議することとする。

7 成果品

次に掲げるものを本業務の成果品とする。

- (1) 業務報告書（A 4判 ファイル綴じ） 1部
- (2) 平戸市公共施設等総合管理計画改訂版（A 4判フルカラー） 6部
- (3) 上記の概要版（A 4判フルカラー中綴じ印刷） 6部
- (4) 第2次アクションプラン（案）（A 4判フルカラー） 6部
- (5) (1)から(4)までの電子データ（ワード、エクセル形式で編集可能なデータ） 一式
- (6) 検討過程で作成・収集したデータ、試算ツール（ワード、エクセル形式） 一式
- (7) その他市長が必要と認めて提出を求めたもの 一式

8 成果品の検査

受託者は、業務が完了した場合、下記の書類及び成果品を提出し、本市の検査を受けるものとする。なお、本市から本業務に適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うこと。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 成果品引渡書
- (3) 請求書
- (4) その他本市が必要と認めるもの

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了検査後に支払うものとする。（ただし、前金払（契約金額×3/10）・部分払（契約金額×9/10－前払金額）×出来高歩合）もすることができる。）

10 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 受託者は、本市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了までに市に返還しなければならない。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後においても同様とする。
- (5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、本市に帰属するものとし、

受託者は、本市の許可なく使用又は流用してはならない。

- (6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に再委託してはならない。
ただし、本市が認めた場合は、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ指示に従い業務を遂行するものとする。